

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	252

2 指名停止措置期間 平成27年1月29日～平成27年2月28日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

東亜建設工業㈱が請負った広島県内の工事現場において、平成26年6月28日に下請の作業員が死亡した事故ついて、同年12月1日に呉簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法違反により罰金30万円、また、同社の使用人2名が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金40万円の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

東亜建設工業㈱等が労働安全衛生法違反等による罰金刑の略式命令を受けたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア <u>業務に関し、法令に違反したとき。</u> イ, ウ (略)	<u>当該認定をした日から</u> <u>1箇月以上9箇月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
水戸緑地建設株式会社	茨城県水戸市元吉田町1852番地の86	1399

2 指名停止措置期間 平成27年1月29日～平成27年2月28日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

水戸緑地建設(株)は、水戸土木事務所発注の「公園維持管理工事（本園下工区）」を受注したが、当該工事を完成させることなく工事履行不能の申立を行い、請負契約の解除に至った。

5 指名停止理由

正当な理由なく契約を履行しなかったことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表第2第11号ウに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。</u></p>	<p><u>当該認定をした日から</u> <u>1箇月以上9箇月以内</u></p>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)